

ふれあい福祉課でお手続きをされる皆様へ

平成28年1月から
各種申請や届出には個人番号（マイナンバー）
の記載が必要となります。

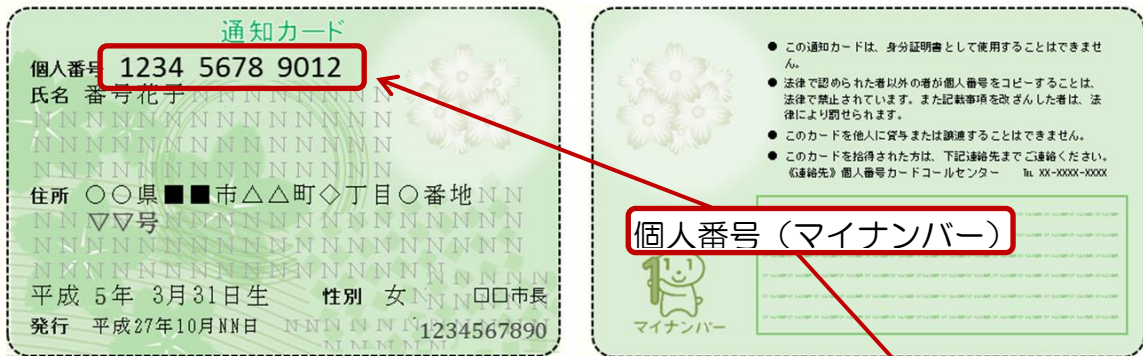
1. マイナンバー制度とは

社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としてマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。

【通知カード】

表

裏



【個人番号カード】

表

裏



2. 個人番号が必要となる手続き

- ふれあい福祉課で個人番号（12桁）の記載が必要となるお手続きは、裏面に記載のある行政手続です（法律や条例で定められたものです）。
- 平成28年1月より**個人番号の記載が必要となります。また、確認のため、上記通知カード又は個人番号カード等の下記書類が必要となりますので、ご注意ください。

窓口でのお手続きの場合	郵送でのお手続きの場合
【本人の場合】 ①通知カード又は個人番号カード ②本人確認書類(※) 【代理人の場合】 上記①、②及び③代理権確認書類	①通知カード又は個人番号カードの写し ②本人確認書類(※)の写し

※本人確認書類としては、個人番号カード、運転免許証、パスポート、各種障害手帳、特別永住者証明書、在留カード等となります。

個人番号（マイナンバー）の記載が必要となる手続き一覧

【障がい福祉】

- ・障がい福祉サービスに関する手続きをするとき
- ・児童通所支援に関する手続きをするとき
- ・移動支援事業・日中一時支援Ⅰ型，Ⅱ型，タイムケア・生活サポート，訪問入浴地域活動支援センター等の地域生活支援事業に関する手続きをするとき
- ・日常生活用具の給付，住宅リフォームに関する手続きをするとき
- ・補装具費の給付の手続きをするとき
- ・自動車運転免許取得・改造等助成事業の手続きをするとき
- ・身体障害者手帳の交付申請等の手続きをするとき
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付申請等の手続きをするとき
- ・自立支援医療（精神通院・更生医療）の給付の手続きをするとき
- ・特別児童扶養手当の認定等の手続きをするとき
- ・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の認定等の手続きをするとき
- ・心身障がい者医療費助成受給者証の交付申請等の手続きをするとき

【生活保護】

- ・生活保護の申請をするとき

なお，以下の手続きについてはマイナンバーの記載を要しません。

- ・療育手帳
- ・中軽度難聴児の補聴器
- ・ジェット機騒音福祉手当
- ・福祉タクシー利用料金助成
- ・障がい者温泉療養事業
- ・心身障がい者医療費助成の支給申請
- ・入院療養援護金
- ・有料道路の割引
- ・NHK 放送受信料の減免
- ・車いす，車いす補助具の貸出
- ・手話通訳・要約筆記の派遣依頼
- ・心身障がい者扶養共済制度

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください！

マイナンバー制度に関して，ふれあい福祉課や他の行政機関から，世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を照会することは絶対にありませんので，不審な電話，メール，手紙，訪問などには十分注意してください。

問い合わせ先	ふれあい福祉課	障がい福祉担当	24-8052
		生活保護担当	24-8051
個人番号カードに関する問い合わせ		市民課	24-8065